

第135回 日商簿記検定試験 1級 一会计学一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問

1(1) a、b及びcについて

自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。また、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 30 項)

以前商法では、自己株式を貸借対照表の資産の部に記載すべきと定めていたため、実務的にはそれに従った処理が行われていた。一方、会計上は資本の控除とする考えが多く、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」においては資本の控除とする考えが述べられており、本会計基準公表以前においても連結財務諸表では資本の控除とされていた。また、国際的な会計基準においても、一般的に資本の控除とされている。したがって本会計基準においても資本の控除とすることとした。(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 31 項一部抜粋)

(2) dについて

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 9 項)

自己株式処分差益については、資本剰余金の区分の内訳項目である資本準備金とその他資本剰余金に計上することが考えられる。会社法において、資本準備金は分配可能額からの控除項目とされているのに対し、自己株式処分差益についてはその他資本剰余金と同様に控除項目とされていない(会社法第 446 条及び第 461 条第 2 項)ことから、自己株式処分差益はその他資本剰余金とすることが適切であると考えた。(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 38 項)

(3) 結論

したがって、a、b及びcについては適切であり、dが誤りである。

2 繰延税金資産の回収可能性については、次のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。(税効果会計における実務指針 21 項参考)

(1) 収益力に基づく課税所得の十分性

もし将来減額すべき課税所得がなければ、税金負担額を軽減する効果が得られず、税金の前払いとして認められなくなるから必要とされる。

(2) タックスプランニングの存在

将来課税所得を発生させるような(例えば含み益のある固定資産又は棚卸資産を売却する等)タックスプランニングが存在することが検討される。

(3) 将来加算一時差異の十分性

将来加算一時差異が解消すれば、課税所得が増加し、この増加額が将来減算一時差異が解消できるほど大きければ税金負担額を軽減する効果が得られるからこの要件も検討される。

(4) 結論

したがって、b及びcは適切でありaが誤りである。

3(1) aについて

一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する(貸倒実績率法)。(金融商品会計に関する実務指針 110 項)

(2) b及びcについて

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。(金融商品に関する会計基準 28 項(2))

① 担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法(財務内容評価法)。(金融商品会計に関する実務指針 113 項(1))

② 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた割引現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法(キャッシュ・フロー見積法)。(金融商品会計に関する実務指針 113 項(2))

(3) dについて

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とすることとしている(財務内容評価法)。(金融商品会計に関する実務指針 117 項)

(4) 結論

したがって、a、b及びcは適切であり、dが誤りである。

4(1) aについて

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。(資産除去債務に関する会計基準 6 項(1))

(2) bについて

割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。(資産除去債務に関する会計基準 6 項(2))

(3) cについて

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクは、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されているため、資産除去債務の算定に際して用いられる割引率は、将来キャッシュ・フローが発生すると予想される時点までの期間に対応する貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の割引率とする。(資産除去債務に関する実務指針 5 項)

(4) 結論

したがって、a及びbについては適切であり、cが誤りである。

第2問

(1) 問1

① A社の処理(リース資産及びリース負債の計上額)

	×1年4月1日	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日	×5年3月31日	×6年3月31日
		1,352,000円	1,352,000円	1,352,000円	1,352,000円	1,352,000円
1,300,000円		÷1.04				
1,250,000円		÷(1.04) ²				
1,201,923円		÷(1.04) ³				
1,155,695円		÷(1.04) ⁴				
1,111,245円		÷(1.04) ⁵				
<u>6,018,863円</u>						

6,018,863円(リース料総額の現在価値) < 6,200,000円(見積現金購入価額) ∴ 6,018,863円

② B社の処理(売上高及び売上原価をリース契約開始日に計上する方法)

売上高の金額 : 1,352,000円 × 5回 = 6,760,000円

※ 所有権移転外リース取引においては、リース投資資産として計上することに注意する。

(2) 問2

① A社

リース料の支払

支払利息 : 6,018,863円 × 4% = 240,755円

リース債務の返済額 : 1,352,000円 - 240,755円 = 1,111,245円

減価償却費の金額 : 6,018,863円 ÷ 5年(リース期間) = 1,203,773円

※ 所有権移転外リース取引については、リース期間終了後貸手に返却されるためリース期間(使用期間)にわたって配分する必要がある。したがって残存価額ゼロ、リース期間にわたり減価償却を行う。

② B社

繰延リース利益繰入額 : (6,760,000円(売上高) - 6,018,863円(売上原価)) - 6,018,863円 × 4% = 500,382円

(3) 問3

① 減損損失の判定

6,018,863円(リース資産) - 1,203,773円(減価償却費) = 4,815,090円

4,815,090円(帳簿価額) > 4,126,000円(割引前将来キャッシュ・フロー) ∴ 減損損失を認識する

	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日	×5年3月31日	×6年3月31日
		1,226,000円	1,100,000円	1,000,000円	800,000円
1,178,846円		÷1.04			
1,017,012円		÷(1.04) ²			
888,996円		÷(1.04) ³			
683,843円		÷(1.04) ⁴			
<u>3,768,697円</u>					

② 測定

4,815,090円(帳簿価額) - 3,768,697円(回収可能価額) = 1,046,393円

第3問

(1) 貸借対照表上の純資産の部の分類

- ① 個別貸借対照表は、純資産の部を株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類する。
 - ② 連結貸借対照表は、純資産の部を株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権、少数株主持分に分類する。
- (2) その他の包括利益累計額の内訳
- その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定及び退職給付に係る累計額があげられる。